

ガス小売供給約款

アデニウム真鶴

2025 年 3 月 1 日

湯河原瓦斯株式会社

ガス小売供給約款

条 項		目 次	頁
章	条		
I		小売約款の適用	
	1	適用	1
	2	小売約款及び変更の揭示等	1
	3	用語の定義	2
II	4	日数の取り扱い	3
		使用の申込み及び契約	
	5	使用の申込み	4
	6	契約の成立及び変更	4
	7	使用又は工事の承諾	5
	8	名義の変更	5
	9	ガス小売供給契約の解除	5
	10	契約消滅後の関係	6
III		工事及び検査	
	11	工事の設計見積り等	7
	12	工事の実施	7
	13	工事に伴う費用の負担	8
	14	工事費等の申し受け及び精算	10
	15	供給施設等の検査	11
IV		検針及び使用量の算定	
	16	検針	12
	17	計量の単位	12
	18	使用量の算定	13
	19	使用量のお知らせ	14
V		料 金 等	
	20	料金の適用開始	15
	21	支払期限	15
	22	料金の算定及び申受け	15
	23	単位料金の調整	17
	24	料金の精算等	17
	25	保証金	17
	26	料金の支払方法	18
	27	料金の口座振替	18

条 項		目 次	頁
章	条		
VI	28	料金の払込み	18
	29	料金の当社への支払日	18
	30	遅収料金の支払方法	18
	31	料金の支払順序	19
	32	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	19
		供 給	
	33	供給ガスの圧力及び成分	20
	34	供給又は使用の制限等	20
	35	供給停止	20
	36	供給停止の解除	21
VII	37	供給制限等の賠償	21
		保 安	
	38	供給施設の保安責任	22
	39	周知及び調査義務	22
VIII	40	保安に対するお客様の協力	22
	41	お客様の責任	23
		そ の 他	
	42	使用場所への立入り	24
附 則			
1. 本小売約款の実施期日			24
2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置			24
3. 保証金の適用を受けているお客様についての特別措置			24

別 表

- 第 1 供給地点群
- 第 2 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式
- 第 3 適用する料金表
- 第 4 早収料金の日割計算(1)
- 第 5 早収料金の日割計算(2)
- 第 6 供給ガスの圧力等

ガス小売供給約款

I 小売約款の適用

1. 適用

- (1) 湯河原瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様からのご使用の申込みに応じて、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）並びにその他の供給条件（以下「供給条件等」といいます。）は、このガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）によります。
- (2) この小売約款は、別表第 1 の供給地点群に適用します。
- (3) この小売約款に定めのない事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客様と当社との協議によって定めます。

2. 小売約款及び変更の揭示等

- (1) 当社は、この小売約款を当社のホームページに掲載します。
- (2) 当社は、契約期間内であってもこの小売約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は変更後の小売約款によるものとし、(4)及び(5)の規定に従って変更後の小売約款の揭示及び書面交付等を行います。
- (3) お客様は、この小売約款の変更に異議がある場合は、ガス小売供給契約を解除することができます。
- (4) 当社は、小売約款に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の14日前までにその変更の内容及び効力発生時期を周知します。
- (5) この小売約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことを予め承諾ください。ただし、(6)に定める場合を除きます。
 - ① 変更をしようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。
 - ② 変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び住所、契約年月日並びに供給地点特定番号（以下、3の(19)により、読み替えます。）を記載して行います。
- (6) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴って必要とされる変更、その他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、特に求めがある場合を除いて、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、予め承諾ください。

3. 用語の定義

この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 圧力 —

- (1)「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいい、ガス消費機器の使用中には圧力はこれより下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (2)「最高圧力」… お客様に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (3)「最低圧力」… お客様に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (4)「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます((6)から(13)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。))。

— 供給施設 —

- (5)「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの附属施設をいいます。

— 導管 —

- (6)「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に敷設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。
- なお、次の各号のすべてを満たす私道に敷設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾を予め得られない場合を除き、本支管として取り扱います。
- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること
- (7)「供給管」… 本支管から分岐して、お客様が所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (8)「内管」… (7)の境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (9) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (10) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計測するために用いられる計量器をいいます。
- (11) 「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、予め当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。
- (12) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (13) 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

— 消費機器 —

- (14) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

— その他の定義 —

- (15) 「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (16) 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (17) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (18) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この小売約款では10%となります。
- (19) 「供給地点特定番号」 お客様のガスの需要場所を特定する番号であり、当社において、お客様契約番号と読み替えます。

4. 日数の取り扱い

この小売約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定します。

Ⅱ 使用の申込み及び契約

5. 使用の申込み

- (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申込み方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、予め供給条件等の重要事項及びこの小売約款等を承諾の上、当社にガス使用又はガス工事を申込みください（12(1)ただし書の規定により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申込み方を除きます。）。
- (2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置変え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにした、所定の申込書によるほか、電話等により申込みください。
- (4) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客様のため(1)のガス工事を当社に申込みことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客様として取り扱います。

— ガスメーターの決定 —

- (5) 当社は(1)の申込みに応じて、ガスメーターの能力（計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。）を決定します。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申込みのときに、お客様が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力とします。
- (6) 家庭用にガスを使用される場合には、(5)の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次の消費機器を算出の対象から除きます。
 - ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度の少ないもの
 - ② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとしします。）
- (7) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客様と協議の上で(5)の標準的ガス消費量を算出することがあります。

6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5(1)に定めるガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立します。契約を変更する場合も、同様とします。
- (2) お客様が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成します。この場合、契約は、(1)の規定にかかわらず契約書作成時に成立します。
- (3) お客様が新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給を開始します。
- (4) お客様が、他の事業者から当社に切り替えてガス小売供給を申込みいただく場合は、切替え手続きと切替え作業が完了した日から供給を開始します。

7. 使用又は工事の承諾

- (1) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申込みがあった場合には、(2)及び(3)に規定する場合又は特別の事情があると認めた場合を除き、承諾します。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法律、命令、条例又は規則（以下、「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ⑤ その他、物理的、人為的等の原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (3) 当社は、申込者が当社と他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス小売供給契約で定める支払期限を経過しても支払っていない場合、申込みを承諾しません。
- (4) 当社は、(2)及び(3)の規定する場合又は特別の事情があると認めて、ガス使用又はガス工事の申込みを承諾できないときには、その理由を遅滞なく申込者にお知らせします。

8. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客様のガス小売供給契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客様の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合には、名義を変更ください。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客様とのガス小売供給契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。

9. ガス小売供給契約の解除

- (1) ガス小売供給契約を解除しようとするお客様は、予め解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）を指定して当社に通知していただき、当社はお客様本人の意思によるものであることを確認します。
なお、当社が解除日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日を解除日とします。
- (2) お客様が当社にガス小売供給契約の解除通知をしない場合であっても、既に転居されている等によって明らかにガス小売供給契約を解除したと認めるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガスの閉栓、ガスメーターの取外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日を解約日とします。なお、解約したと認められる時点で、既に35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものとします。
- (3) 当社は、7(2)の各号に掲げる事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書等でお客様に通知することによって、ガス小売供給契約を解除することがあります。
- (4) 当社は、35に掲げる事由によってガスを停止されたお客様が、当社の指定した期日までに、その事由となった事実を解消しない場合には、文書等でお客様に解除日の遅くとも15日前と5日前（休日を含みます。）の2回通知した上で、ガス小売供給契約を解除します。

10. 契約消滅後の関係

- (1) ガス小売供給契約期間中に当社とお客様との間に生じた料金その他の債権及び債務は、9の規定によってガス小売供給契約が解除されても、消滅しません。
- (2) 当社は、9の規定によってガス小売供給契約が解除された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ 工事及び検査

11. 工事の設計見積り等

当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申込みに伴って内管及びガス栓の工事を必要とする場合は、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細をお知らせしてお客様と協議の上、工事予定日を決定します。

12. 工事の実施

— ガス工事の施工者等 —

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工します。ただし、(2)に定める工事は、お客様が、直接、承諾工事人に申し込むことで承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事の内、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で、以下のいずれかに該当する露出部分の工事については、お客様が承諾工事人に申し込むことで施工させることができます。
 - ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を変える工事
 - ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を変える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①～⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客様がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客様と承諾工事人との間で定めていただき、当社はこれに一切関与しません。また、その工事に関して補修が必要であるときやお客様が損害を受けられたとき等は、お客様と承諾工事人との間で協議解決することになり、当社はこれに一切関与しません。

— 気密試験等 —

- (4) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客様に引渡すに当たっては、当社は予め内管の気密試験を行います。
- (5) お客様は、承諾工事人に施工依頼した内管及びガス栓を承諾工事人から受け取るに当たっては、予め承諾工事人に内管の気密試験を行わせてください。ただし、お客様からの要望を受けて当社が必要を認めた場合には、当社が承諾工事人に代わって有償で内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事人が内管の気密試験を行っていない場合、或いは承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格していない場合には、補修等を完了して気密試験が合格するまで、当社は当該施設の使用ができません。

— ガスメーターの設置 —

- (7) 当社は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置します。この場合、1 構内を為すものは 1 構内を、1 建物を為すものは 1 建物を 1 需要場所としますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。

なお、お客様の申込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを2 個以上設置することがあります。

① マンション等1 建物内に2 以上の住戸がある住宅

各1 戸が独立した住居と認められる場合には、各1 戸を1 需要場所とします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

(イ) 各戸が独立的に区画されていること

(ロ) 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

(ハ) 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1 需要場所とします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（「施設付住宅」といいます。）

には、住宅部分については①により、非住宅部分については、②により取り扱います。

(8) 当社は、お客様と協議の上、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替え等の維持管理が容易な場所にガスメーターを設置します。

— 供給施設等の設置承諾 —

(9) 当社は、3 (7)の境界線内において、そのお客様のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客様は、その場所が借地又は借家であるときは、予め当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいてください。これに関して、後日苦情が生じても、当社は一切の責任を負いません。

(10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又はガス小売供給契約の締結に伴い、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。

13. 工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

(1) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担による設置又は撤去となります。

(2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保し、お客様は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付することがあります（(4)において同じ）。

(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、次の①に定める方法により算定した見積単価（消費税等相当額を含みますが、下記②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額との合計（消費税等相当額を含みます。）とします。

① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示します。

イ 材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出します。

ロ 労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出します。

ハ 運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出します。

ニ 設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出します。

ホ 諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出します。

- ② 次の各号に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計（消費税等相当額を含みます。）とします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客様が提供する工事

- (4) お客様の申込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の負担で設置し、お客様の所有となります。
- (5) (4)に定める整圧器の設置に要する工事費は、消費税等相当額を含む設計見積金額とします。
- (6) ガスメーターは、当社所有のものを設置するものとし、これに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額とします。）は、お客様の負担となります。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担します。
- (7) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は、(10)の場合を除き当社が負担します。ただし、お客様の申込みにより供給管の位置変え又は撤去を行う場合には、これに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額とします。）は、お客様の負担となります。
- (8) 本支管及び整圧器（(4)の整圧器を除きます。）は当社の所有とし、その工事費は、(10)の場合を除き当社が負担します。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

- (9) 当社は、お客様が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定します。
- ① 当社は、お客様が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には、ガス事業法令の定める基準に適合していることが確認できれば、それを用いることがあります。お客様が工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定します。又、その工事材料の検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）はお客様の負担となります。
- ② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客様が提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定します。又、別に定める検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）はお客様の負担となります。
- ③ ②のお客様が提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、予め当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定等について契約を締結して

ください。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料・設計・施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者が、当社が指定する工場内で予め組み込んだものであること

— 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —

(10) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 宅地分譲地とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50%以上ある場合を除きます。

② 当社は、その供給地点のうち3年以内にガスの供給を開始することができない供給地点があるときは、当該供給地点に係る本支管及び供給管の設置に要する工事費（消費税等相当額を含みます。）を工事負担金として、建築事業者等に負担していただきます。

その場合、3年経過後のガス使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50%を超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30%以上とすることができます。

— 修繕費の負担 —

(11) お客様所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客様にご負担いただき当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

— 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 —

(12) 工事着手後、お客様都合によって供給開始前にガス小売供給契約若しくはガス工事契約が変更或いは解除される場合には、当社が既に要した費用及びこれらの契約の変更又は解除によって生じた損害を賠償していただきます。ただし、工事を実施していない部分につき、14(7)に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解除もやむを得ないと認める場合は、協議によって解決します。

(13) (12)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりとします。

① 既に実施した設計見積りの費用（消費税等相当額を含みます。）

② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）

③ 原状回復に要した費用

④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

14. 工事費等の申し受け及び精算

(1) 当社は、13(3)から(7)まで及び(9)の規定によりお客様の負担として算定した工事費を、その工事完成日（ガスメーターの取付け作業を含む工事にあってはガスメーターの取付け日とし、それ以外の工事にあたっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。

- (2) 当社は、13(10)の規定によりお客様の負担として算定した工事負担金を、その工事完成日（ガス使用の申込み時に、新たな本支管及び整圧器（13(4)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態になった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客様の負担である13(3)から(7)及び(9)、(10)の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。
- ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが3か月を超える工事をいいます。）
 - ② その他、当社が特に必要と認めた工事
- (4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、債権保全上必要と認める場合並びにその他の特段の事情がある場合を除いて、お客様からの申出があれば、工事費等を工事完成日以降に申し受けることがあります。
- (5) 当社は、お客様からの申込みに基づいて、お客様所有の既設内管を保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合並びにその他の特段の事情がある場合を除いて、工事費の全部又は一部を、お客様からの申出があれば、工事完成日以降に申し受けることがあります。この場合には、支払期間に応じて金利相当額をいただきます。
- (6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。
- (7) 当社は、お客様から工事費等を受領した後に次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときには、工事完成後に遅滞なく追加請求します。
- ① 工事の設計後に、お客様の申出によって、導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき
 - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき
 - ③ 工事に要する材料価格（消費税等相当額を含みます。）又は労務費、その他工事費（消費税等相当額を含みます。）等に著しい変動があったとき
- (8) 当社は、13(10)により受領した工事負担金について、3年経過後における供給地点の数に差異が生じたときにはく追加請求します。

15. 供給施設等の検査

- (1) お客様は、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。(2)において同じ。）はお客様負担になります。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合、検査料は当社が負担します。
- (2) お客様は、内管、ガス栓、消費機器等の検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているか否かにかかわらず検査料はお客様負担となります。
- (3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客様にお知らせします。
- (4) お客様は、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

Ⅳ 検針及び使用量の算定

16. 検 針

— 検針の手順 —

(1) 当社は、予め定めた日に毎月 1 度の検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。

- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
- ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

(2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。

- ① 新たにガスの使用を開始した日(お客様の申込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合及び④の場合を除きます。)
- ② 9(1)から(3)の規定により解約等を行った日
- ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日
- ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日
- ⑤ ガスメーターを取り替えた日

— 検針の省略 —

(3) 当社は、お客様がガスの使用を新たに開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日迄の期間が 6 日間（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合には、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。

(4) 当社は、ガス小売供給契約が 9(1)又は 9(2)の規定によって解除される場合で、解除の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解除の期日までの期間が 6 日間（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合には、解除の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った解除の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

(5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が 6 日間（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合には、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。

(6) 当社は、お客様の不在又は災害等止むを得ない事情によって、検針すべき日に検針できない場合があります。

17. 計量の単位

(1) 使用量の単位は、立方メートルとします。

(2) 検針の際に小数点第 2 位以下の端数は読みません。

(3) 18(9)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第 2 位以下の端数は切り捨てます。

18. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定します。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量とします。

- (2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます((3)、(7)及び21(1)において同じ)。

- ① 16(1)及び(2)①から④までの日であって、検針を行った日
- ③ 18(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日
- ③ 18(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

- (3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（②及び③の場合を除きます。）
- ② 新たにガスの使用を開始した場合又は36の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
- ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日に36の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— お客様が不在の場合の使用量算定等 —

- (4) 当社は、お客様が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量とします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式： $V2 = M2 - M1 - V1$ によって算定します。

$V1$ = 推定料金算定期間の使用量

$V2$ = 翌料金算定期間の使用量

$M1$ = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

$M2$ = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しします。

- ① $V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$ （小数点第2位以下の端数は切り上げます。）

- ② $V1 = (M2 - M1) - V2$

$V1$ = 推定料金算定期間の使用量

$V2$ = 翌料金算定期間の使用量

$M1$ = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

$M2$ = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (6) 当社は、お客様が不在等のため検針できなかった場合において、そのお客様の不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりとします。

- ① お客様が推定料金算定期間を通じて不在であったことが明らかなきときには、その月の使用量は0立方メートルとします。
- ② お客様の過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合

には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量とします。

- (7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客様が不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0 立方メートルとします。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

- (8) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定します。なお、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。
- (9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客様と協議の上、ガスメーターを取り替えた日の前 3 か月分を超えない範囲内で、別表第 2 の算式により使用量を算定します。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定します。
- (10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前 3 か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、使用量を算定します。
- (11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客様が多数発生し、使用量算定についてお客様との個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。なお、お客様より申出があり、かつ、明確な証左がある場合は、使用量を算定し直すことがあります。

19. 使用量のお知らせ

- (1) 当社は、18の規定により算定した使用量を電磁的方法または紙面によりお客様にお知らせいたします。なお、お客様が紙面によるお知らせを希望される場合は、実費相当額をご負担頂きます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合は、これを免除することがあります。
- (2) (1)の実費相当額は、お客さまから当該申し出を当社が承諾し、変更手続きが完了した時点以降の請求分より反映します。

V 料 金 等

20. 料金の適用開始

料金は、新たにガスの使用を開始した日又は36の規定により供給を再開した日から適用します。

21. 支払期限

- (1) お客様がお支払いいただくべき料金の支払い義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生します。
- ① 検針日（16(2)①、④及び18(8)を除きます。）
 - ② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日
 - ③ 18(8)前段又は(11)前段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日
- (2) 料金は、(3)に定める支払期限までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過する日までとなります。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過する日が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに当社が定める12月31日、1月2日、1月3日をいい、22(2)及び35においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限とします。

22. 料金の算定及び申受け

— 料金の種類 —

- (1) お客様は、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

— 早収料金 —

- (2) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただくことを承知します。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。

- (3) 当社は、口座振替又はクレジットカード払いにより料金のお支払いをいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客様の口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

— 早収料金の算定方法 —

- (4) 当社は、別表第3の料金表を適用し、19の規定による使用量に基づいて、その料金算定期間の早収料金を算定します。ただし、12(7)なお書きの規定により、お客様が1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客様から申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの指示値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個とみなして、早収料金を算定します。（(7)及び(8)の

場合も同様とします。)

— 料金算定期間及び日割計算 —

- (5) 当社は、(6)の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1 か月」として早収料金を算定します。
- (6) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定します。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ④ 9(1)から(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ④ 35の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16(5)の規定、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
 - ⑤ 36の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16(5)の規定供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
 - ⑥ 34(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客様に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (7) 当社は、(6)①から⑤までの規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第4によります。
- (8) 当社は、(6)⑥の規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第5によります。

— 遅収料金 —

- (9) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金に3%割増したものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

— 端数処理 —

- (10) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

- (11) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）を予めお客様にお知らせし、お客様が料金を算定できるようにします。

23. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第3の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定します。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定します。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3の2(2)のとおりとします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.08\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.08\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

* 上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとします。

① 基準平均原料価格：89,800円/トン

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第3の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパンガス平均価格（10円未満の端数を四捨五入して10円単位とします。）を平均原料価格とします。

なお、平均原料価格は、当社のホームページ等に掲載します。

④ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

24. 料金の精算等

(1) 当社は、18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既にいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算します。

(2) 当社は、既に料金としていただいた金額と18(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算します。

25. 保証金

(1) 当社は5(1)の申込みをされる方、又は支払期限を経過してもなお料金の支払いがなかったお客様から、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客様の予想月額料金の3か月分（お客様が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定します。）に相

当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。

- (2) 保証金の預かり期間は、預かり日から契約終了若しくは解約の日以降60日目までとします。
- (3) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (4) 当社は、お客様から保証金を預かっている場合において、そのお客様から支払期限を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当します。この場合、保証金の不足分をお客様に補充していただきます。
- (5) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しします。

26. 料金の支払方法

- (1) 料金は、口座振替、払込みその他の方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、36(1)①及び②に規定する料金並びに口座振替等による支払いが不能となっている料金は、払込み等の方法によりお支払いいただくこととし、当社の必要に応じて、当社が派遣する集金員にお支払いいただくことがあります。

27. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関とします。
- (2) お客様は、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書により、予め当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日とします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手続が完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。

28. 料金の払込み

お客様は、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関又は当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
- ② 当社

29. 料金の当社への支払日

- (1) 当社は、お客様が料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客様の口座から料金請求額が引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (2) 当社は、お客様が料金を金融機関等で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものとします。

30. 遅収料金の支払方法

- (1) お客様が遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限までにお支払いいただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、当社の請求により、翌月以降にお支

払いいただきます。

- (2) 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、当社の請求により翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

31. 料金の支払順序

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関等
- ② 当社

VI 供 給

33. 供給ガスの圧力及び成分

- (1) 当社は、別表第 1 に掲げる供給地点群に対し、別表第 6 に定める圧力及び成分（以下「圧力等」といいます。）のガスを供給します。
- (2) 当社は、(1)に規定するガスの圧力等を維持できないことによって、お客様が損害を受けられたことが明らかな場合には、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合に当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。

34. 供給又は使用の制限等

- (1) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客様に使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。
 - ① 災害等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（40(1)の処置をとる場合を含みます。）
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ その他保安上必要がある場合（40(4)の処置をとる場合を含みます。）
- (2) 当社は、33(1)に規定するガスの圧力等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給を制限若しくは中止をし、又はお客様に使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限り、その旨を予め適切な方法でお知らせします。

35. 供給停止

当社は、お客様が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合に当社が損害を受けたときには、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、予めその旨を予告します。この場合、供給を停止しようとする日の遅くとも15日前及び 5 日前（休日を含みます。）に 2 回予告します。

- ① 支払期限を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- ② 当社と他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合
- ④ 42各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
- ⑤ お客様の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又は不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めいただけないとき
- ⑥ 3(7)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し、又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合
- ⑦ 40(5)の規定に違反した場合
- ⑧ その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

36. 供給停止の解除

(1) 35の規定により供給を停止した場合において、お客様が次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開します。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客様又はお客様の代理人に立ち会っていただきます。

- ① 35①の規定により供給を停止した場合に、支払期限が到来したすべての料金を支払われたとき
- ② 35②の規定により供給を停止した場合に、当社とその他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金で、それぞれのガス小売供給契約で定める支払期限が到来したすべての料金を支払われたとき
- ③ 35③から⑧の規定により供給を停止した場合に、その事由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたとき

(2) 当社は、供給の再開は原則として午前8時30分から午後5時00分の間に速やかに行います。

37. 供給制限等の賠償

当社が9(4)、34又は35の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をすることでお客様が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときには、当社は賠償の責任を負いません。

Ⅶ 保 安

38. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、13(1)、(4)の規定によりお客様の資産となる3(7)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査及び緊急時の措置等の保安責任を負います。お客様の承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客様が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3(8)及び(4)等に規定する内管及び消費機器等について、お客様の承諾を得て検査します。また、当社は、その検査の結果を速やかにお客様にお知らせします。
なお、調査の際はお客様等の立会が必要となります。

39. 周知及び調査義務

- (1) 当社は、お客様に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じ、必要な事項をお知らせします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない風呂釜、湯沸し器等の消費機器について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査します。

40. 保安に対するお客様の協力

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客様に当社がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客様は、38(3)及び39(2)の通知を受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、それに要する費用をお客様に負担いただくことがあります。また、場合によっては使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、お客様が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは33(1)に規定するガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りします。
- (6) 当社が12(8)の規定により設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

41. お客様の責任

- (1) お客様は、39(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、予め当社の承諾を得ていただきます。

Ⅷ そ の 他

42. 使用場所への立入り

当社は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客様の供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。

なお、お客様の求めに応じ係員は、所定の証明書を提示します。

- ① 検 針
- ② 検査及び調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業
- ④ 9(1)から(4)の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業
- ⑧ その他保安上の理由により必要な作業

43. 反社会勢力の排除

(1) お客様及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員あるいは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- ⑦ 役員あるいはその経営に実質的に関与している者等に第2号から第6号までに掲げる者がいる者
- ⑧ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- ⑨ 第1号から第7号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約（2次以降の再委託契約及び当該再委託契約に係るその他の契約を含む。）の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

(2) お客様及び当社は、自己、自社若しくは第三者を利用して、以下の各号のいずれにも該当する行為を行わないこととします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

- (3) お客様及び当社は、相手方が(1)又は(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに小売約款等による契約を解約できるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

附 則

1. 本小売約款の実施期日

本小売約款は、2025年3月1日から実施します。

2. この供給約款の実施に伴う切替え措置

当社は、2025年2月28日以前から継続して供給し、2025年2月1日から2025年2月28日までに支払義務が初めて発生するものについては、この供給約款の変更前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものとします。

3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

(別表第1)

供給地点群

供給地点群名 アデニウム真鶴

供給地点
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜字柏坂 26-1、18-4、18-5、18-7、18-9、 18-9~12、55-1、57-1、58-3、59-1、59-2
A棟 601~607、701~708、801~809、901~908、 1001~1005 計37地点
B棟 B101、101~110、201~210、301~316、401~414、 501~512 計63地点
C棟 317~320、415~418、513~516、608~611、709~711 計19地点

供給地点数 119戸

(別表第2)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備 考）

V は、18(9)の規定により算定する使用量

V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（％）

(別表第3)

適用する料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用します。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用します。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用します。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とします。従量料金は、基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づいて算定した調整単位料金を適用します。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定します。（小数点以下の端数切捨て）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／（１＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／（１＋消費税率）

３．料金表Ａ（消費税を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 524. 2 円（税込み）
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	470. 94 円（税込み）
-------------	----------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とします。

４．料金表Ｂ（消費税を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 031. 7 円（税込み）
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	408. 79 円（税込み）
-------------	----------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とします。

５．料金表Ｃ（消費税を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 781. 9 円（税込み）
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	341. 47 円（税込み）
-------------	----------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とします。

(別表第4)

早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とします。

なお、別表第3を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

- ① 基本料金は、別表第3の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第3の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3における適用基準と同様とします。

(別表第5)

早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とします。

なお、別表第3を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30－供給中止期間の日数)／30

- ① 基本料金は、別表第3の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30日
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第3の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3における適用基準と同様とします。

（別表第6）

供給ガスの圧力等

当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。

- | | | | | |
|---------------------|---|---------------------|-----------|--|
| (1) 圧 力 | { | 最高圧力 | 3.2キロパスカル | |
| | | 最低圧力 | 2.2キロパスカル | |
| (2) ガスの規格「い号」LPガス | | | | |
| (3) 液化石油ガスの成分 | { | プロパン及びプロピレンの合計量の含有率 | 80%以上 | |
| | | エタン及びエチレンの合計量の含有率 | 5%以下 | |
| | | ブタジエンの含有率 | 0.5%以下 | |
| (4) 熱量は100.46メガジュール | | | | |